

特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）変更の概要

① 目的

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、イノシシの健全な個体群の安定的維持を図りながら、イノシシによる農業被害、生活環境被害等の軽減または防止を目的とする。

② 計画の期間

平成 22 年 11 月 15 日～平成 27 年 3 月 31 日(平成 23 年 9 月変更)※
(※第 11 次鳥獣保護事業計画の策定にあわせ、見直しを行う。)

③ 保護管理が行われるべき区域

福井県全域

④ イノシシを取り巻く現状

1) 捕獲状況

- ・平成 21 年は、過去最高の捕獲数（7,789 頭）
- ・嶺南中心であった有害捕獲が、全県へ拡大

2) 農業被害状況

- ・平成 21 年のイノシシによる農業被害面積は、291ha（獣類被害全体の約 69%）を占める。

⑤ 保護管理の目標

- ・イノシシによる農業被害の面積を、約 200ha 以下に減少させることを目標とする。
- ・イノシシの個体数調整にあたっては、農地・集落とその周辺や里山に生息する加害個体を対象とした集中的な捕獲を継続する（過去最大捕獲数の維持）。

⑥ 目標を達成させるための対策

○個体数管理（狩猟規制の緩和等）

	変更前	変更後
狩猟期間	イノシシの狩猟期間を11月15日～3月15日とする。 ただし、2月16日～3月15日の期間においては、わな猟（銃器の使用は、わなで捕獲されたイノシシのとめさしに限る）に限るものとする。	イノシシの狩猟期間を11月1日～3月15日とする。 ただし、11月1日～11月14日および2月16日～3月15日の期間においては、わな猟（銃器の使用は、わなで捕獲されたイノシシのとめさしに限る）に限るものとする。

【特例休猟区の設定】

- ・休猟区の設定においては、特例休猟区制度を活用し、イノシシの可猟化を図る。

【鳥獣保護区での予察捕獲の推進】

- ・近隣集落への被害が増加している鳥獣保護区では、被害軽減を図るため、予察捕獲を推進する。

⑦ その他

- ・鳥獣害対策地域リーダーを核とした鳥獣被害に強い体制の整備
- ・獣害対策に有効な知識と技術の普及
- ・資源としての獣肉の有効利用の推進
- ・捕獲の担い手となる狩猟者の育成、確保
- ・モニタリング調査の実施